



栃木県のみなさまへ

台風、大雪、水害、地震など 相次ぐ自然災害で 住宅修理トラブル多発中!!

>>>>>>>>>「保険が使える」という住宅トラブルなどの相談 <<<<<<<<<

保険金が使って自己負担0円です。



突然、リフォーム業者が訪問してきて、「近所で工事をしているのであいさつに来た。お宅も屋根瓦がずれている。火災保険を使えば自己負担なく修理ができる。保険の申請はサポートする。」と勧められ申込書にサインした。保険金は支払われたが、工事は解約したいと告げたら高額な違約金を請求された。*

経年劣化も自然災害のせいにして
保険金請求しちゃいましょう。



保険金申請代行業者が来訪し、「雨どいが壊れているが、大雪で被害を受けたことにして保険金を請求できる。保険の申請は代行する。」と勧誘され契約したが不審だ。解約したい。*

*栃木県内消費生活センターに寄せられた相談をもとに再構成

栃木県 相談件数の推移



消費者へのアドバイス

- その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容をよく確認しましょう。
- 修理が必要な場合は、複数の業者から見積もりを取り検討しましょう。
- 保険の適用となるか、事前に加入している保険会社、代理店に相談しましょう。

あれっ? と思ったら、ご加入の保険会社、代理店や消費生活センターなどへご相談ください。

契約
トラブルに
関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

いやや
188

身近な消費生活相談窓口に
つながります！

損害保険に
関する
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

0570-022808

全国共通・通話料有料
電話リレーサービス、IP 電話からは
03-4332-5241へおかけください

受付日：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4 を除く）受付時間：午前 9 時 15 分～午後 5 時

保険詐欺の
通報は
こちらへ

保険金不正請求ホットライン
専用フリー
ダイヤル

ふせい
はつう
ほう
0120-271-824

「保険が使える」にご用心!

火災・地震保険の請求を勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

台風・豪雨・
大雪・地震などの
自然災害の後に
トラブルが多く
なります。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は
皆さんもらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。

100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は手数料なしで
申請 いただけます。

えっ! そんなにサポートの
手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担

被害診断から
保険金の請求まで
**全てこちらに
お任せください!**

うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。

もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな…

「保険が使える」と言わされたら!
ご加入の「損害保険会社」か
「損害保険代理店」に

まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

